

【火災によるごみの搬入について】

《注意事項》

- ※ 消防署発行の「リ災証明(原本)」を提出されれば施設使用料は無料となります。
(必要書類:リ災証明書、使用料減免申請書、廃棄物処理施設使用許可申請書 詳しくはお問い合わせ下さい。)
- ※ 事業所の火災においては、「事業系一般廃棄物」のみ搬入が可能です。
(事業所のプラスチック類・不燃ごみ等「リ災証明」の提出があっても搬入できないものがあります。
また、事業所の火災の場合、各市の現地確認が必要な場合があります。)
- ※ 可燃ごみは1m以内の大きさを厳守する。(焼却炉の入口が幅1mであるため)
- ※ 火災による灰や土砂はできる限りはらって搬入して下さい。
- ※ ごみは種類別(可燃・不燃・粗大)に分けて搬入して下さい。
- ※ 不明な点は係員の指示に従って搬入して下さい。ごみ内容等により、搬入をお断りすることがあります。

《可燃ごみ:可燃ピットへ(不燃・粗大ごみと分けて搬入する)》

廃材等	廃木材は太さ10センチ以内・長さ1m以内のもの。竹は50センチ以内のもの。 ※ 柱や梁で太さが10センチ以上又は長いものは切断する。
紙類	新聞・雑誌・ダンボール・その他の雑がみ(ミックスペーパー) ※ 放水や灰で汚れたもの:可燃ごみピット、リサイクル可能なもの:資源置場へ。
布類	布団、毛布、シーツ、衣類、ぬいぐるみ、バッグ、靴、じゅうたん
プラスチック類 ゴム類	1m以内の塩ビ管・雨とい、プラスチック製バケツ・洗面器等、CD・ビデオテープ ホース類(2m以内)

《不燃ごみ・粗大ごみ:粗大ストックヤードへ》

不燃ごみ	電線類、扇風機、掃除機、ガステーブル、電子レンジ、ビデオデッキ、ラジカセ、傘、 蛍光灯、なべ、やかん、包丁、茶碗、皿、汚れたビン・缶(汚れてなければ資源置場)
粗大ごみ	タンス、ベット、ソファ、机、いす、自転車、ストーブ、アルミサッシ

《搬入できないごみ》

廃材等	シュロの木、ヤシの木、ソテツ、木の根。 太さ(厚み)が10cm以上、または長さが1m以上のもの、(竹は長さ50cm以上のもの)
建設廃材	瓦、レンガ、ブロック、タイル、壁土、石膏ボード、断熱材、衛生陶器、ガレキ、 コンクリート製品、土砂、灰等 ※ 瓦、レンガ、ブロック、タイルについては組合基準内の数量に限り受入可
家電製品	冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、テレビ、エアコン、パソコン、オイルヒーター ※ 火災により原型をとどめない場合に限り不燃ごみ・粗大ごみとして受入可
危険物	ガスボンベ、燃料、油脂類、塗料、シンナー、ベンジン、農薬、薬品類
ゴム類・長尺物	タイヤ、工業用ベルト、ホース類(2m以上) ※ホース類は2m以下にカットするか、紐等で束ねたものに限り受入可
強靱な物	農業機械、自動二輪車、原付自転車、耐火金庫、産業用機械、電動機、 コンプレッサ、軸、歯車、ピアノ、ボーリングの球等
その他	乾電池、バッテリー、温水タンク、消火器、FRP製品、猫の砂、焼却灰、 自動車部品等